

特殊詐欺被害防止のためのキャッシュカード利用制限について

令和2年2月
魚津市農業協同組合

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申しあげます。

当組合では、一部のお客さまを対象に、下記のとおりキャッシュカードでのお取引を制限させていただることとしましたのでお知らせいたします。

全国的に特殊詐欺（振り込め詐欺、還付金詐欺など）が多発する中、昨今は犯罪グループが、ATMに誘導して多額の貯金を振り込ませるなど、手口も巧妙化し、被害がますます拡大していくことが懸念されています。

今回の取組みは、このような詐欺被害を未然に防止し、お客様の大切な貯金をお守りするための対策ですので、何卒ご理解を賜りますようお願い申しあげます。

記

1 制限の内容

対象となるお客様につきましては、JAバンクキャッシュカードのご利用ができなくなります。

なお、JA支店窓口におけるお取引につきましては、従来どおりご利用いただけます。

2 対象となるお客様

過去3年間（基準日：毎年12月31日）、キャッシュカードがセットされている当JA貯金口座のご利用がない満70歳以上のお客さま

3 制限の開始日

令和2年4月1日（水）より、対象となるお客様ごとに順次行います。

4 その他

対象となるお客様で、JAバンクキャッシュカードのご利用を希望される場合は、お取引のあるJA支店窓口までお申し出ください。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

魚津市農業協同組合 本店金融課 24-9917

西部支店 22-4880 東部支店 22-0695

北部支店 22-1102 中央支店 22-0387